

## 油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

(趣旨)

第1 油ヶ淵に流入する河川流域の水田（以下「流域水田」）において、代かき水に起因する濁水の流出を防止するため、代かきの実施時に遵守すべき基準を定め、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下「協議会」）の構成員は基準に従って濁水防止対策を進める。

(代かき時に遵守すべき基準)

第2 流域水田において、農業者が代かきを行う際に遵守すべき基準は以下のとおりとする。

- 1 代かき水の漏水防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行うこと  
点検のポイントは以下のとおり  
ア 畦が崩れていたり、穴などの漏水箇所があれば補修または畦塗りを行うこと  
イ 止水板を閉めたときに排水口に隙間を生じさせないこと
- 2 代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行うこと
- 3 代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにすること
- 4 田植えの3日以上前に代かきを行い、代かきの作業時及び作業後は落水しないこと
- 5 1から4に加え、濁水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めること

(基準の遵守状況の確認)

第3 協議会を構成する各市は、前条の基準の啓発を行うとともに、代かき実施期間に流域水田の巡回を行い遵守状況の確認を行う。

(遵守しない者に対する措置)

第4 前条による確認の結果、農業者が第2の基準を遵守しないと認められる場合には、当該水田の所在市は基準を遵守するよう農業者に指導を行うものとする。

2 指導を行っても改善されない場合は、県は当該農業者に対し、第2の基準を遵守する旨を記載した誓約書(別紙様式)を提出させるものとする。

3 当該農業者が誓約書を提出しない場合には、県は当該農業者に対し、耕作の中止を勧告するものとする。

4 当該農業者が前項の勧告に従わない場合、県は用水施設管理者に対し、当該農業者の用水の利用を停止するよう要請するものとする。

附則 この基準は平成31年4月26日から施行する。

## 油ヶ淵の濁水防止に係る誓約書

私は、今後、油ヶ淵の優良な環境を保全するため、下記のとおり、私が耕作（又は所有）する水田において代かき水に起因する濁水の流出防止に取り組むことを誓約します。

### 記

- 1 代かき水の漏水防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行います。  
[点検の内容]
  - ア 畦が崩れていたり、穴などの漏水箇所があれば補修または畦塗りをを行うこと
  - イ 止水板を閉めたときに排水口に隙間を生じさせないこと
- 2 代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行います。
- 3 代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにします。
- 4 田植えの3日以上前に代かきを行い、代かきの作業時及び作業後は落水しません。
- 5 1から4に加え、濁水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めます。

年 月 日  
愛知県知事 大村 秀章 殿

住 所  
氏 名 印  
(自筆で署名の上、捺印する)